

大阪港湾局特定外来生物（ヒアリ等）対策チーム設置要綱

（名 称）

第1条 本チームの名称は、大阪港湾局特定外来生物（ヒアリ等）対策チーム（以下「対策チーム」という。）とする。

（目 的）

第2条 対策チームの目的は、平成29年6月に大阪港において特定外来生物（アカカミアリ、ヒアリ）（以下「ヒアリ等」という。）が確認されたことから、その調査、防除などの対策を検討し、具体的な実施に向けた調整を行うこととする。

（構成者）

第3条 対策チームは、別表1に掲げる者で構成する。

（リーダー）

第4条 対策チームのリーダーは、大阪港湾局長とする。

2 リーダーに事故があったときは、理事がその職を代行する。

（実務対策グループ）

第5条 対策チームに実務対策グループ（以下「グループ」という。）を置く。

2 グループは、別表2に掲げる者で構成する。

（会 議）

第6条 対策チームの会議は、リーダーがこれを招集し、必要に応じて随時開催する。

2 グループの会議は、大阪港湾局総務部総務課長（以下「総務課長」という。）がこれを招集し、必要に応じて随時開催する。

3 会議に必要があると認めるときは、構成者以外の者に出席を要請することができる。

（ウェブ会議等による開催）

第7条 対策チームの会議及びグループの会議は、対策チームの会議はリーダーが、グループの会議は総務課長が必要と認めるときは、会議をウェブ会議の方法（インターネットを通じて、メンバーの間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。）により開催するものとする。

2 前項に定めるもののほか、メンバーは、対策チームの会議はリーダーが、グループの会議は、総務課長の承認を得て、ウェブ会議の方法で会議に参加することができる。

3 対策チームの会議を開催する時間的余裕がないとき、招集しても開会できないとき、その他やむを得ない事由があると認めるときは、書面その他の方法によりメンバーの意見を求め、会議の開催に代えることができる。

（経 費）

第8条 会議運営に経費が必要となったときは、第3条に規定する構成者が協議のうえ定めるものとする。

(事務局)

第9条 対策チームの事務局は、大阪港湾局総務部総務課が行う。

(雑 則)

第10条 この要綱に定めのない事項については、対策チームにおいて決定する。

附 則

この要綱は、平成29年7月7日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

【別表 1】

(1) 大阪港湾局

- ・ 局長
- ・ 理事
- ・ 理事
- ・ 総務部長
- ・ 企画調整担当部長
- ・ 施設管理部長
- ・ 泉州港湾・海岸部長

(2) 阪神国際港湾株式会社

- ・ 代表取締役社長

(3) 大阪港埠頭株式会社

- ・ 代表取締役社長

(4) 堺泉北港埠頭株式会社

- ・ 代表取締役社長

【別表 2】

(1) 大阪港湾局

- ・ 総務部総務課長
- ・ 総務部企画調整担当課長
- ・ 計画整備部振興課長
- ・ 施設管理部海務課長
- ・ 施設管理部防災・海上保全担当課長
- ・ 施設管理部施設課長
- ・ 泉州港湾・海岸部施設管理運営課長
- ・ 泉州港湾・海岸部事業企画・防災課長

(2) 阪神国際港湾株式会社

- ・ 管理課長

(3) 大阪港埠頭株式会社

- ・ 総務部管理課長

(4) 堺泉北港埠頭株式会社

- ・ 施設管理課長